

彦根市スポーツ・文化交流センター飲料用自動販売機設置に係る仕様書

1 貸付場所および面積、設置台数等

グループ	物件番号	所在地	貸付場所	貸付面積	高さ	予定価格
B	3	彦根市小泉町 640 番地	スポーツ棟 1 階エ レベーター横自販 機コーナー (別紙 1、別紙 2 参 照)	1.26 m ² (W 1.4m× D 0.9m)	1m90cm 以内	181,695 円

- ※ 1 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。
- ※ 2 自動販売機は、物件番号ごとに 1 台設置する。
- ※ 3 申込み前に必ず設置場所の確認を行うこと。

2 貸付けの形態

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、彦根市が飲料用自動販売機を設置する事業者に対し、行政財産である建物（土地）の一部を、貸し付ける方法により行う。

3 貸付期間

令和 7 年（2025 年）8 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで（更新なし）

4 自動販売機の設置条件

(1) 自動販売機本体

- ① デザインについては周辺環境に配慮し、著しく華美なものではないこと。
- ② グループ B の物件番号 3 については、幅 1.03m 以内、奥行き 0.9m 以内、高さ 1.9m 以内であること。
- ③ 誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

- ① 「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「ゾーンクーリング」、「学習省エネ」および「ピークカット」ならびに「真空断熱材」や「ヒートポンプ」採用など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種であること。
- ② 二酸化炭素または炭化水素を冷媒として採用した機種であること。

(3) 安全対策

J I S 規格「自動販売機の据付基準」（J I S B 8562：1977 年制定、1996 年改定）および業界自主基準「自動販売機の屋内据付基準」（1988 年制定、1995 年改定）ならびに日本自動販売機工業会発行の「自動販売機据付基準」（2008 年発行）を遵守した安全対策を講じること。

(4) 使用済み容器の回収

- ① 自動販売機の設置場所ごとに、1 個以上の使用済み容器の分別回収ボックスを設置し、設置事業者の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、スペースに限りがあるため、設置事業者間で設置数量を調整し、管理・回

収すること。

- ② 回収・処分に際しては、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）等、関係法令に基づき適切に処理すること。

(5) 設置および管理運営

- ① 設置事業者において、販売品の補充、賞味期限および金銭の管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機内部・外部および設置場所周辺の清掃を行うこと。
- ③ 設置事業者において、自動販売機の保守・点検等を適切に行い、適正な維持管理に努めること。
- ④ 関係法令等の遵守を徹底するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。
- ⑤ 自動販売機の故障、苦情等への対応は、設置業者において迅速に行うものとし、自動販売機に連絡先を明記すること。

5 販売商品の条件

- (1) 販売品は、缶、ビンまたはペットボトルの清涼飲料水等とし、酒類およびその類似品の販売は、行わないこと。
- (2) 販売価格については、標準販売価格以下とすること。

6 賃貸料

落札価格とする。

7 必要経費

- (1) 事業者が負担する必要経費は、設置する自動販売機に係る光熱水費とし、賃貸料とは別に徴収すること。
- (2) 事業者が設置する自動販売機に係る光熱水費を算出するために必要な計測機器等の設置は、事業者が行うものとし、設置および撤去に係る費用は事業者が負担すること。

8 賃貸料および必要経費の支払

- (1) 賃貸料については、彦根市が発行する納入通知書により指定された期限内に、1 年分を年 1 回の納付により納入する。
- (2) 賃貸料の 1 年分の額については、原則として賃貸料を契約期間の月数で除し、12 を乗じて算出した額とし、契約書によりこれを定める。
- (3) 光熱水費については、年度末に 1 年分の使用料を算定し、指定管理者より請求するので、指定管理者の発行する請求書ならびに納入通知書により指定された期限内に、1 年分を年 1 回の納付により納入すること。

9 費用負担

自動販売機および光熱水費を算出するために必要な計測機器等の設置、維持管理および撤去に係る費用は、設置者が負担すること。

10 原状回復

事業者は、契約期間が満了または契約が解除された場合は、速やかに現状を回復すること。なお、原状回復に際し、事業者は一切の補償を彦根市に請求することが

できない。

11 その他の制限

- (1) 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。
- (2) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間および経路については、彦根市ならびに指定管理者の指示に従うこと。
- (3) 本件賃貸借に係る自動販売機の売上状況を、別に指定する期日までに提出すること。